

荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、本市に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」使用申請書(様式第1号)に係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 学校等が教育の目的で使用する場合
- (3) その他市長が承認の必要としないと認めた場合

(使用の承認)

第4条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、次のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (2) 市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 第三者の利益を害し、又は害するおそれのある場合
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者が使用する場合
- (6) キャラクターの使用により誤認若しくは混同が生じ、又は生じるおそれのある場合
- (7) キャラクターのイメージを損ない、又は損なうおそれのある場合
- (8) その他市長が承認しないことが適切であると認めた場合

2 市長は、前項の規定によりキャラクターの使用を承認するときは荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」使用承認通知書(様式第2号)により、使用を承認しないときは荒尾市マスコットキャラクター「マジャッキー」使用不承認通知書(様式第3号)により、申請者に対し通知するものとする。

3 市長は、承認に際し、申請者に必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用承認の期間)

第6条 キャラクターの使用承認の期間は、使用を承認した日から起算して2年以内とする。

2 使用承認の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに第4条の承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第7条 第4条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた使用内容のみに使用すること。
- (2) 事前に見本を提出すること。ただし、見本の提出が困難である場合は、その写真等の提出をもって代えることができる。
- (3) この承認によって生じる権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 商品等の使用、宣伝又は広告に際し、荒尾市マスコットキャラクター「マジックキー」の表記をその商品、包装、広告等に明示すること。

(承認内容の変更等)

第8条 使用者は、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ荒尾市マスコットキャラクター「マジックキー」使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、変更の内容が第4条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認し、荒尾市マスコットキャラクター「マジックキー」使用変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(承認の取消し等)

第9条 市長は、使用者が第7条各号に掲げる事項を遵守しなかった場合その他この要綱に違反した場合は、その使用の承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消した場合は、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。
- 3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取消の通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。
- 4 市長は、承認を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。
- 5 市長は、第1項の規定により使用の承認を取り消された使用者に損害が生じても、その責めを負わない。

(権利の設定等の禁止)

第10条 使用者は、商標法(昭和34年法律第127号)による商標登録、意匠法(昭和34年第125号)による意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(責任の制限)

第11条 使用者がキャラクターの使用によって第三者に与えた損害又は損失について、市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。